

## 静岡県告示第366号の8

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月31日

静岡県知事 川勝平太

<西遠処理区>

### 1 施行者の名称

浜松市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道

### 3 事業施行期間

自 昭和55年9月12日

至 令和8年3月31日

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

昭和55年静岡県告示第786号、昭和55年静岡県告示第1062号、昭和56年静岡県告示第831号、昭和58年静岡県告示第1095号、昭和60年静岡県告示第260号、昭和61年静岡県告示第19号、昭和61年静岡県告示第28号、昭和61年静岡県告示第155号、昭和62年静岡県告示第1184号、昭和63年静岡県告示第330号、昭和63年静岡県告示第1215号、平成元年静岡県告示第309号、平成元年静岡県告示第566号、平成元年静岡県告示第879号、平成2年静岡県告示第777号、平成6年静岡県告示第79号、平成6年静岡県告示第80号、平成6年静岡県告示第81号、平成6年静岡県告示第82号、平成6年静岡県告示第83号、平成9年静岡県告示第878号、平成11年静岡県告示第552号、平成12年静岡県告示第721号、平成13年静岡県告示第265号、平成13年静岡県告示第333号、平成13年静岡県告示第358号、平成13年静岡県告示第359号、平成13年静岡県告示第505号、平成19年静岡県告示第441号、平成24年静岡県告示第330号、平成28年静岡県告示第501号の事業地に、静岡県浜松市西区湖東町を加える。

#### (2) 使用の部分

昭和55年静岡県告示第786号、昭和55年静岡県告示第1062号、昭和56年静岡県告示第831号、昭和58年静岡県告示第1095号、昭和60年静岡県告示第260号、昭和61年静岡県告示第19号、昭和61年静岡県告示第28号、昭和61年静岡県告示第155号、昭和62年静岡県告示第1184号、昭和63年静岡県告示第330号、昭和63年静岡県告示第1215号、平成元年静岡県告示第309号、平成元年静岡県告示第566号、平成元年静岡県告示第879号、平成2年静岡県告示第777号、平成6年静岡県告示第79号、平成6年静岡県告示第80号、平成6年静岡県告示第81号、平成6年静岡県告示第82号、平成6年静岡県告示第83号、平成9年静岡県告示第878号、平成11年静岡県告示第552号、平成12年静岡県告示第721号、平成13年静岡県告示第265号、平成13年静岡県告示第333号、平成13年静岡県告示第358号、平成13年静岡県告示第359号、平成13年静岡県告示第505号、平成19年静岡県告示第441号、平成24年静岡県告示第330号、平成28年静岡県告示第501号の事業地に、静岡県浜松市西区深萩町、和地町及び平松町を加え、静岡県浜松市西区佐浜町及び伊

左地町、東区小池町、有玉南町及び有玉西町、北区都田町及び大原町並びに浜北区小林、道本及び貴布祢において事業地を変更する。

<中部処理区>

- 1 施行者の名称  
浜松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和49年5月7日  
至 令和8年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

<湖東処理区>

- 1 施行者の名称  
浜松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 平成2年11月13日  
至 西遠処理区編入により削除する。
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
西遠処理区編入により削除する。
  - (2) 使用の部分  
西遠処理区編入により削除する。

<舘山寺処理区>

- 1 施行者の名称  
浜松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和58年10月11日  
至 令和8年3月31日

#### 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### <細江処理区>

1 施行者の名称

浜松市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成5年1月26日

至 令和8年3月31日

#### 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### <井伊谷処理区>

1 施行者の名称

浜松市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成2年11月13日

至 令和8年3月31日

#### 4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### <三ヶ日処理区>

1 施行者の名称

浜松市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜松都市計画下水道事業 浜松市公共下水道

3 事業施行期間

自 平成20年4月1日

至 令和8年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし